

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

本日、お忙しい中、議場にて傍聴いただいております皆様、また、インターネット中継で御視聴いただいております皆様に感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、市民サービス向上の取組について、お伺いいたします。

政府は昨年9月のデジタル庁発足を機に、国と地方のデジタル化を進め、住民の利便性を高めたいとしています。特に、行政のデジタル化を進めるに当たり、基盤となるのがマイナンバーカードです。その機能を充実させ、便利な将来像をお示しすることが、マイナンバーカードの取得を促すものと考えます。

利便性が高く、効率的なデジタル社会の推進のため、国においては、令和4年度末までにほぼ全ての国民に行き渡ることを目指しており、さらなる普及促進に取り組む必要があります。

そこで、まず、本市におけるマイナンバーカードの交付状況について、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

令和4年5月31日現在での亀岡市におけるマイナンバーカードの交付枚数は、3万7,774枚、人口比での交付率は43.25%でございます。

◆（山本由美子議員） 昨年12月議会の一般質問の御答弁で、令和3年11月1日現在の交付率が38%と伺っておりましたので、徐々に増えていっていることを確認させていただきました。

しかし、マイナンバーカードにつきましては、利便性がある一方で、個人情報の漏えいなど、安全性について懸念され、カードの申請をためらう方もおられます。

そこで、マイナンバーカード取得の必要性と安全性について、本市の御見解及び広報の取組について、お伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） マイナンバーカードの機能としては、1つに、マイナンバーを証明するということ、写真付の公的身分証明書、またオンラインでの身分証明書、これはICチップに格納されております電子証明書であります。その電子証明書を活用して、住民票や印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で取得いただけるほか、確定申告や子育て関係の行政手続きにかかるオンライン申請も、現在行うことができるようになっております。

また、健康保険証やお薬手帳として利用ができるようになっており、近い将来は運転免許証としても利用が拡大される見込みだと伺っております。

マイナンバーカードの安全性については、懸念される声があることは承知しておりますが、マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記載されておらず、電子証明書を利用するにはパスワードの入力が必要となっておりますし、また、マイナンバー法に基づき、各行政機関が保有する情報は、厳正なセキュリティの下、厳格に取り扱われております。

最後に、マイナンバーカード取得に関わる広報の取組ではありますが、市ホームページに掲出するほか、広報誌に定期的に掲載しているところでございます。また、現在実施していますカード申請

を支援する特設窓口についても、ホームページですとか、SNSで周知を図っているところがございます。今後も積極的な広報・周知に努めてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

マイナンバーカードにつきましては、しっかりと安全性が担保されているということで、御答弁いただきました。

マイナンバーカードの中には、税や年金、そして資産情報などは一切入っていないということですが、すけれども、まだまだ情報が漏れるのではないかと御心配をされている方もいらっしゃると思いますので、市民の方が安心して、そして納得して御利用いただけるように、これまでもホームページやSNS等で広報していただいておりますけれども、引き続き不安の払拭に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、マイナンバーカードの普及促進とキャッシュレス決済の利用拡大、そして消費喚起を目的としたマイナポイント第二弾が本年1月からスタートし、先行実施されているカードの新規取得へのポイント申込みに続いて、マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座の登録に対しても、ポイントの申込受付がいよいよ6月30日からスタートいたします。マイナンバーカードの申請と健康保険証利用や公金受取口座の登録に加え、ポイントの申込み支援を行う窓口について、先ほど市長のほうからも言っていただきましたけれども、現在は庁舎のエントランスホールにおいて、毎週月曜日に特設窓口を設置して対応していただいているところではありますけれども、窓口の拡充の考えはないか、お尋ねしたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） 現在、マイナンバーカード特設サポート窓口を、毎週月曜日の午前10時から午後4時まで、市役所1階のエントランスホールにて開設しているところがございます。マイナンバーカードのQR申請、マイナポイント取得のための設定、マイナンバーカードの健康保険証の連携手続などといった、マイナンバーカードに関する様々な手続をサポートしておりますが、7月からは新たに、第2・第4金曜日を追加し、実施してまいります予定でございます。

7月以降については、御利用状況により、さらなる拡充も検討していく予定といたしております。支援窓口を多くの方に御利用いただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 今、市長のほうからは、現在行っていております月曜日の特設窓口の拡充について、御答弁いただいたのですけれども、今後商業施設などに、窓口を拡充していこうという予定はあるのかどうか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 市民の方に、円滑にマイナンバーカードを取得いただけるよう、申請及び交付窓口の充実を図るとともに、窓口の混雑を緩和する取組として、休日窓口の臨時開設を実施しているところでもあります。また、ファミリー層のマイナンバーカードの取得を後押しする工夫として、7月から9月までの間、亀岡市内にある大型商業施設3店舗、これは、アル・プラザ亀岡、イオン亀岡、カインズ亀岡の3店舗に協力いただいて、店内に出張申請窓口を開設する予定としております。これらについては、一部店舗でマイナポイントの申請も行っていく予定といたしております。

今後は、マイナンバーカードの普及状況により、自治会館などの出張申請窓口の開設も検討していきたいと考えております。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

今、商業施設3店舗についても拡充していただけるということで、御答弁いただきました。その商業施設で働いておられる従業員の方で、まだ申請されていない方にも、今回御利用いただきたいと考えているのですけれども、ただ、お仕事中でしたら、やはり利用しにくいのではないかと考えているところですので、従業員を中心とした市内企業に向けての出張申請について、今後考えられないか、関連として聞かせていただきたいと思っております。

◎市長（桂川孝裕） 企業の従業員のための出張窓口の開設があるのかということではありますが、一定数の人数を確保いただけるのなら、市として企業のほうに出張して、窓口を開設していきたいと考えておりますので、その辺もしっかりPRして、企業の従業員の皆さんにも利便性を図っていただければと考えております。

◆（山本由美子議員） 実際に企業の従業員の方と、市民の方、両方を対象にした出張申請窓口を開設され、多くの方に御利用いただいているという自治体もございますので、市内の企業に希望を聞いていただいて、出張申請の実施に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

マイナポイントについてですけれども、デジタル化を進めていくということが第一の目的ではありますが、今、原油高であったり、物価高騰ということで、本当に経済的にも厳しい状況でありますので、家計の一助にはなるのではないかと考えております。

このマイナポイント第二弾につきましては、9月末までに申請が完了したマイナンバーカードに限られておりますので、その点もしっかりと周知していただきますようお願いしたいと思います。

それでは次に、マイナンバーカードの普及には、高齢者の方へのサポートが重要であると考えます。御高齢の方や車を運転されない方から、地元の自治会館や公民館など、歩いて行ける身近なところで窓口を開設してもらいたいというお声を伺っております。マイナンバーカードの出張申請窓口を、地元の自治会館や公民館などで開設する考えはないかということで、4点目の質問項目として挙げておりましたが、先ほど市長のほうから、今後は自治会館でも出張申請をしていきたいということでしたので、自治会の皆様にもまたお世話になるかと思っておりますが、これも、ある程度人数が確保できなかつたら、出張申請ということも難しいと思っておりますので、希望を取っていただいて、ある程度人数が集まったところに出張申請窓口を開設していくということで、担当課としても働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、5点目です。

市民の皆様お一人お一人のライフスタイルに合わせて、市への申請や届出ができるよう、デジタル窓口の実現が急がれます。手続のオンライン化、デジタル化による「書かない、待たない、行かない」窓口の導入に向けて、本市の取組状況をお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 現在、取組を進めておりますICT技術を活用した行政手続のデジタル化・オンライン化推進事業については、今年度はオンライン申請の拡充に向けた取組をはじめ、来庁前

に必要な手続等を確認いただける行政手続ガイドや、来庁時間を予約できる窓口予約システムの導入、さらに、窓口でタブレットを利用して説明や申請を行っていただけるデジタル窓口の試行運用の開始を行っていく予定といたしております。

デジタル窓口等にかかる経費については、6月補正予算に上程させていただいているところでありますので、またよろしく御審議いただきたいと思います。

また現在、本事業の取組内容については、庁内説明を行い、対象となる全ての業務の洗い出しを実施しているところでありまして、今後、専門家の助言を受けながら、市民、利用者に使っていただける、使いやすいサービスを目指して、関係各課による調整会議やワーキンググループを中心に、取組を進めてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 今、市長のほうから御説明いただいたのですけれども、この3つのシステムということで、実際に具体的に、いつぐらいから導入できる予定なのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） いつから稼働できるかということではありますが、まず、行政手続ガイドについては、9月ごろから試行運用を開始したいと思っております。

また、オンライン申請については、市民の方向けに、現在、10の手続を運用しており、順次拡充してまいる予定ではありますが、今年度、業務棚卸しを実施していく業務のオンライン申請については、窓口予約システムやデジタル窓口の施行運用と併せて、来年3月開始を予定しているところでございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。早期の導入目指して、頑張ってくださいと思います。

それでは次に、社会全体のデジタル化が進められる中、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進め、高齢者をはじめとした誰もがデジタルを活用できる社会を実現することが重要です。情報格差解消の取組の実施状況と課題について、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） デジタル化を推進していくに当たり、誰一人取り残さない取組とすることが肝要と考えております。

昨年度から、携帯事業者の協力を得て、市民を対象とした無料のスマホ体験教室等を実施しているところでありまして、昨年度は10月から3月にかけて、市内3か所の公共施設で11回の講座を実施し、59名の方に参加いただいたところでございます。参加いただいた方からは、大変好評をいただいております。スマホ体験教室を受講後、さらに詳しく知りたい方が、携帯事業者店舗で実施されるスマホ教室に継続して参加される方も多かったと伺っているところでございます。

また今年度については、連携協定を締結しているソフトバンク株式会社の協力を受けて、4月19日から専用車両による移動型スマホセミナーを実施しているところでございます。6月末までは、東つつじヶ丘ふれあいセンターと人権福祉センターで、それぞれ週1回、スマホ基本操作等を学ぶスマホ教室と、スマホの操作等を個別に相談できるスマホ相談会を、午前、午後と計4回実施しており、6月1日現在19名の方に参加いただいているところでございます。

このスマホセミナーについては、市内一円、協力事業者の電波が届くところで、専用車両の駐車スペースを提供いただける場所であれば開催が可能であるため、7月以降も場所を変えながら、実施していきたいと考えております。

また、昨年度行いました、公共施設で実施する集合型スマホセミナーにつきましては、秋以降の実施に向けて、現在事業者と調整を図っているところでございます。

情報格差対策に関わる現在の課題事項といたしましては、参加者の拡大と考えております。市広報誌やSNS、ホームページ等で広報を行っていますが、なかなか新規参加者の増加につながっていないと考えておまして、昨年度からの参加者の傾向等を踏まえて、より効果的な広報手段はないか検討し、多くの方に気軽に参加いただける取組として進めていきたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 今、市長のほうから、令和3年度はスマホ教室ということで、令和3年10月から令和4年3月まで、11回の講座を行って、59名の方に御参加いただいて、大変好評であったということでありました。

私も令和3年12月議会で、スマホ教室の今後の展開ということで尋ねたところ、実施結果やニーズを踏まえつつ、講座の内容や対象者、会場なども検討していくということで御答弁いただいたのですが、その検討の結果、移動型スマホセミナーということになったのか、どのような点が検証された結果、こういう形になったのかということをごまじらしたら教えていただけたらと思います。

◎市長（桂川孝裕） 御質問いただく中で、やはりこれからスマホを使っていきたいという人が亀岡市内にたくさんおいでであります。やはり移動手段に課題があるということもお聞きしましたし、そういう面で、こちらからなるべく近いところで、教室が開催できるようにということで、ソフトバンクの協力をいただいたということでございます。今後についても、要請があれば積極的に派遣してまいりたいと思っておりますので、ぜひとも議員の皆様の講演会だとか、また地域において、希望があれば、お声がけいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

◆（山本由美子議員） それでは最後、7点目です。

スマートフォンの使い方を習得するには、実践の繰り返しとサポートが必要であると考えます。スマホの使用方法に関して、身近で気軽に相談できる人材となる「地域のデジタルサポーター（仮称）」を育成し、認定してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

◎市長（桂川孝裕） 現在実施しておりますスマホセミナーは、協力事業者の市内店舗で勤務されているスマホアドバイザーを講師として実施しているところでございます。受講後、さらに詳しい内容の説明を希望される方には、店舗での支援を受けていただいております。協力事業者は、総務省のデジタル活用支援推進事業の全国展開事業者となっており、店舗ではスマートフォンを活用した行政手続や、マイナンバーカードの申請といった応用講座を総務省事業として無料で実施をされているところでございます。

まずは、現在実施しているスマホセミナーを市内一円に巡回展開し、講習内容の充実を図りつつ、市民ニーズの把握に努め、国の動向を注視しながら、効果的な情報格差対策を実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

議員から御提案がありましたデジタルサポーターは、まさによいことだと思いますので、今、国の制度を受けて、民間事業者にやっていただいていますので、もう少し連携しながら併せて、今後、横展開が広げられればよいと思っております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 前向きにお答えいただきましてありがとうございます。やはり身近なところで身近な方にお教えいただくということを望んでおられますので、そういう環境もしっかり作っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、障害者手帳アプリ「ミライロID」の活用による社会参加の促進について、お尋ねいたします。

障害者手帳アプリ「ミライロID」は、株式会社ミライロが令和元年7月から運用している無料のスマートフォンアプリのサービスです。障害者手帳の情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォンの画面に表示できるようになり、ミライロIDを手帳と同様の本人確認書類として認めている施設などにおいては、障害者手帳の代わりにその画面を提示することで、障がい者割引を受けることができます。ミライロIDのアプリ特有の機能として、飲食店で使えるクーポンの配信や、障がいの種別に応じた生活に役立つ情報発信などがあります。全国3,500以上の事業者が、本人確認書類としてミライロIDを活用しており、また、障害者手帳と同等の扱いをする自治体も増え、現在、145の自治体で導入されております。

そこでまず、本市の障害者手帳の交付状況について、お聞かせください。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

令和3年度末時点での交付状況でございますが、身体障害者手帳は4,860人、精神障害者保健福祉手帳は975人、療育手帳が961人となっております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 次に、障害者手帳の提示により、障がい者割引を受けられる本市の公共施設にはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 現在、障害者手帳の交付を受けた方の使用料を減免の対象としている施設は、文化資料館やギャラリーかめおかなどのほか、学校施設を含めました37の施設となっております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、お示しいただきました本市の公共施設、37施設において障害者手帳を提示することで、障がい者割引を受けられるということを確認させていただきましたが、難病の方は、この障がい者割引の対象となっているのか、現状をお聞かせください。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 現在、指定難病の方の使用料を減免の対象としている市の施設はないところがございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 現在はないということですが、平成 25 年 4 月に施行されました障害者総合支援法におきまして、障害者福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲に、難病などの方々が加わったことによって、施設の利用料を割引の対象としている自治体もございます。本市でも、経済的負担軽減や社会参加の機会の拡大のために、難病患者の方も対象としていくべきと思うのですが、今後検討していただけるかどうか、再度答弁願います。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 現在、施設はないところがございますけれども、所管をしております京都府とも調整しながら、今後検討していく課題であろうかと思っております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） また、府ともしっかりと協議していただきまして、前向きに導入に向けて御検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後、4 点目にまいります。

障がい者の方が公共交通機関や施設などで利用料の割引などを受ける際に、これまでは障がい者であることの確認として、障害者手帳の提示によることが一般的な方法でしたが、障害者手帳を日常的に持ち歩くことで、破れたり、紛失するリスクがあるほか、利用するたびに事業者へ手帳を提示すること自体が利用者の心理的な負担となっているという声もございます。

令和 2 年 6 月には、内閣官房より関係省に対し、障がい者の本人確認等の簡素化の要請等について依頼がなされ、その中で、利用のたびに障害者手帳の提示を求めない事例として、スマートフォンアプリ「ミライロ ID」が紹介されております。外出時の利便性向上と心理的負担の軽減が期待される障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の導入について、御見解をお伺いいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） ミライロ ID でございますが、ただいま議員からも御紹介がございましたとおり、利用者の方が障害者手帳等に記載されている情報を御自身のスマートフォン内に取り込んで、その情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリでございます。内閣官房からも、障がい者の本人確認等の簡素化事例として紹介されております。

市の所管施設では、障害者手帳の提示によりまして、減免対応しているところがございますが、現在、ミライロ ID に対応していないところがございます。今後につきましては、本人確認等の簡素化によりまして、利便性の向上にもつながりますことから、利用者ニーズや他市の状況も踏まえながら、検討してまいりたいと考えているところがございます。

御参考までに、市内の公共交通機関では、亀岡市コミュニティバス、ふるさとバス、JR、そして京都府タクシー協会加入のタクシー事業者におきましては、ミライロ ID が利用可能となっている状況でございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 部長のほうから、検討というような御答弁いただいたのですが、京都府の中では、福知山市が導入されております。そこに導入された経緯を聞きましたら、障がい者団体からの要望ではなく、市として市内全域でデジタル化を進めているその1つとして、ミライロIDを導入したとおっしゃっていました。そして、障がい者の方の利便性の向上にもつながることから、導入に至ったということもおっしゃっていました。本市も亀岡市デジタルファースト宣言を行っておられます。今、部長のほうから言っていただきましたように、ミライロIDの導入で、障がいのある方の移動や施設などを利用する上で、大変利便性が向上すると思っております。検討ではなくて、前向きに実施していくというようなことは、考えておられないのか、御答弁願います。

◎市長（桂川孝裕） 今、山本議員から御質問がありましたミライロIDは、まさに亀岡市はデジタルファースト宣言をいたしておりますので、検討と答弁させていただいておりましたけれども、なるべく早い段階に導入できるように努めてまいりたいと思います。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

導入していただけるということで、今、御答弁いただきましたので、導入に至りましたら、しっかりと周知のほうもよろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは最後に、ヤングケアラー支援の強化について、お尋ねいたします。

ヤングケアラーとは、本来なら大人が担うべき家事や家族の介護、世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。政府は昨年4月の中学生と高校生の実態調査の公表に続き、今年4月には、小学生に対するヤングケアラーの実態調査の結果を公表いたしました。調査結果によりますと、「世話をする家族がいる」と答えた割合は、高校2年生が4.1%で、約24人に1人、中学2年生が5.7%で、約17人に1人、そして小学6年生が6.5%で、約15人に1人という結果でありました。世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも、「欠席や遅刻、早退をする」と答えた割合が高く、学業や健康への影響が懸念されております。また、支援の必要性を自認していない児童も一定数いると見られ、対策が急がれます。

ヤングケアラーへの支援を強化するため、国は今年度から3年間を「集中取組期間」と定め、令和4年度予算などには、ヤングケアラーの早期発見・把握や広報・啓発などの支援策が盛り込まれております。

そこで、お尋ねいたします。

国の実態調査の結果を踏まえ、各自治体において現状を把握するための調査が求められておりますが、実施の考えについて、お聞かせください。

◎こども未来部長（森岡浩之） こども未来部長、お答え申し上げます。

国の実態調査においては、子ども、家族の相談に対する心理的な抵抗や、当事者への影響等のリスクなど、課題も見えているところでございます。今後、ヤングケアラーの啓発を通じ、関係者や関係機関から、ケアを要する家族を把握し、子どもが行う家族のケアの状況や、児童自身の思いに配慮しつつ、リスクに応じた支援を図る必要がありますので、実態調査につきましては、本市の課題等を分析した上で実施を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。



◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

部長のほうから、課題を分析して調査していくということで、前向きに御答弁いただきました。実態調査を実施し、現状を把握することは、やはり具体的な支援につながると思いますし、児童生徒などがその調査に答えることによって、ヤングケアラーということを認知するきっかけにもなりますので、早期に実態調査の実施をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、ヤングケアラーについては、報道等で取り上げられることも増えてきましたが、まだまだ社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない現状があります。中高生を対象にした実態調査では、8割以上が「ヤングケアラーについて聞いたことがない」と回答しており、適切な支援につなげるためには、社会的認知度の向上が重要であると考えます。

国においては、集中取組期間の3年間で、中高生の認知度5割を目指して、集中的な広報・啓発を実施していくとされております。

本市では、社会的認知度の向上を図るために、どのような取組を進めていく考えなのか、お尋ねいたします。

◎こども未来部長（森岡浩之） ただいま、議員のほうからも御指摘がありましたように、国におきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間で集中取組期間として、社会的認知度の向上に向けた集中的な広報・啓発を実施することといたしております。

本市におきましても、ホームページや関係者会議、研修会等で啓発を実施しておりますが、今後も国の広報資料の活用や、今年度、京都府に設置されましたヤングケアラー総合支援センターとの連携を通じて、ヤングケアラーの認知度の向上を目指し、市民への広報・啓発に努めてまいります。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人に自覚がないことなどから、表面化しにくいということが課題であると考えます。そのため、学校の先生、そして地域の方など、子どもたちと日々接する大人がいち早く気づいて、支援につなげていくことが大切であります。

今、部長のほうから、認知度向上を図るためにということで、広報・啓発について色々言っていたのですが、市民の方にもヤングケアラーについて認知していただけるような取組というものも必要だと思いますので、理解促進を図るために、フォーラムですとか、また講演なども取っていただきたいと思っておりますし、国から出されているリーフレットなども活用していただきたいと考えております。

これは、埼玉県が出されているハンドブックなのですが、小学生編と中学生編と、そして高校生編があります。この中には、ヤングケアラーとはどういうものなのか、元ヤングケアラーの方のお声ですとか、また、悩んだときには相談してねということで、相談先もしっかりと書かれております。

こういう形で、児童生徒にこのようなハンドブックを渡していただいて、相談先などを周知していただくとともに、ヤングケアラーについて考える機会を取っていただきたいと思っております。ヤングケアラーの経験者の方に、出張授業ということで学校へ来ていただいて、お声を聞かせていただく

という取組をされているところもあります。経験者の話を聞くことで、自分はヤングケアラーかもしれない、と自認することにつながり、また、「周りの大人に相談してもいいんだ」というような気づきにもつながっているとお聞きしていますので、本市においても学校として、こういう取組ができないか、関連で聞かせていただきたいと思います。

◎教育部長（片山久仁彦） 教育部長、お答え申し上げます。

ヤングケアラーの問題については、学校としてもしっかりと対応していかなければならないと考えております。子どもたちの日々の学校での過ごし方に変化がないのか、また、その変化の原因がどこにあるのかということは、しっかりと気づいていかなければならないと考えております。

一方で、ただいま御指摘がありましたように、子どもたち自身からも、そういった声が上げられるように、それは学校や周りの大人であったり、様々な機関にしっかりと相談できるような対応は必要だと考えております。

一方で、発達段階に応じた資料の提供、あるいは啓発を考えていかなければならないと思っておりますので、今後、学校ともしっかりと連携を図る中で、対応策を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次に、ヤングケアラーに対するさらなる理解や対応方法について、研修を受けて高めていくことが必要不可欠であると考えますが、関係機関などへの研修の現状と今後の予定について、お伺いいたします。

◎こども未来部長（森岡浩之） 令和3年11月に、児童虐待防止月間の取組として、要保護児童対策地域協議会の実務者研修会において、福祉、介護、医療、教育関係者を対象としたヤングケアラーの研修会を実施いたしました。今年度につきましても、国が示しております多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを活用し、関係機関との研修を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次に、4点目です。

相談しやすい体制づくりと窓口周知の取組について、お尋ねいたします。

○議長（福井英昭） これにつきましては、市及び学校ということでよかったですね。

◆（山本由美子議員） はい、お願いします。

◎こども未来部長（森岡浩之） 児童や家族及び関係者の身近な相談窓口であります亀岡市家庭児童相談室では、各地域を担当する家庭相談員を配置し、相談しやすい体制を整えております。今後

につきましては、京都府ヤングケアラー総合支援センターとの連携を図る中で、ヤングケアラーの啓発と併せまして、相談窓口の周知にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育部長（片山久仁彦） 学校では、児童生徒の状況について、日頃から情報共有を行っており、ヤングケアラー等の家庭背景に課題がある場合は、福祉の専門家でありますスクールソーシャルワーカーが、専門的知見から、当該児童生徒の評価を行い、対応しているところでございます。その上で、市子育て支援課や社会福祉協議会等の福祉機関と情報連携を行いながら、スクールソーシャルワーカーが窓口となり、直接保護者とつながっていくこととなっております。

このように、教職員、スクールソーシャルワーカー、福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生児童委員等の関係者と連携を図る等、学校を起点に支援に結びつく仕組み、体制づくりを行っているところでございます。

また、学校では、学校だより等でスクールソーシャルワーカーについての職務内容などの紹介を行っており、相談窓口の周知を図っているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次、5点目です。

ヤングケアラーとして支援が必要な場合の対応と課題について、お尋ねいたします。

◎こども未来部長（森岡浩之） 本市家庭児童相談室では、ヤングケアラーの疑いがある場合は、ヤングケアラーアセスメントシートを活用し、正しくリスク判定する中で、関係者間で課題を共有し、支援調整、連携を図っております。

課題としましては、ヤングケアラーの認識は様々であり、また、表面化しにくく、発見後も対象者や家族との関係づくりや支援の導入などにおいて抵抗があるなど、相談支援が困難な場合も多いため、関係者が支援の方向性を共有し、多機関協働の下、重層的な支援体制を構築することが重要であると考えております。

以上でございます。

◎教育部長（片山久仁彦） 対応につきましては、先ほども御答弁を申し上げましたが、学校、スクールソーシャルワーカー、福祉関係機関、教育委員会、NPO、地域等が連携を図り、必要な支援が受けられるよう、福祉部門等につないでいるところでございます。

一方で、教育的な視点からの課題といたしまして、家庭の事情により十分な学習時間が確保できず、学力不振に陥ることや、ひいては、希望進路実現が難しくなるといった可能性が考えられます。

学びを保障するために、学校と関係諸機関が連携し、個に応じた支援をしているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） それでは、最後、6点目です。

国においては、ヤングケアラーの支援強化を図るため、新たな支援事業を創設し、自治体の取組に財政支援も行うとしています。

そこで、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化として、福祉や医療、介護、教育など適切な支援機関へのつなぎ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置や、幼い兄弟の世話などのため、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーに対して、ヘルパーを派遣し、家事・育児などを支援する事業などの実施について、御見解をお伺いいたします。

◎こども未来部長（森岡浩之） 本市では、ヤングケアラー・コーディネーターの役割を、家庭児童相談室の家庭相談員が担っているところでございます。ヤングケアラーと思われる児童につきましても、要保護児童対策地域協議会において、京都府家庭支援総合センターの児童福祉司や、家庭相談員が中心となり、調整等のコーディネーター的役割を担い、ヘルパー等も含め、適切な福祉サービスにつないでおります。

また、必要に応じて、ショートステイやファミリーサポートセンター等の子育て支援サービスも活用し、対応しているところでございます。

今後、国が示す新規事業等につきましては、対象者のニーズや効果を検証し、実施を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

ヤングケアラーと言われる子どもたちは、家族のために献身する行為自体は本当に尊くて、否定すべきものではありませんけれども、それが原因で、自分の将来に希望が持てず、苦しむことがないように、支援体制をしっかりと構築していただくことを要望いたしまして、全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。